

1. みどりの基本計画の概要と計画策定の目的

(1) みどりの基本計画の概要

① みどりの基本計画とは

みどりの基本計画は、みどりの視点から都市のあるべき姿を定めるとともに、その姿を実現するためのみどりの保全や都市公園などの整備、公共施設や民有地の緑化、住民参加による緑化活動などの取り組みを体系的に位置づけた、みどりに関する総合的な中長期的計画です。

都市におけるみどりは、行政だけでなく、市民や事業者を含め、多くの主体が関わっています。みどりの基本計画は、これらの主体が連携・協働して「みどりのまちづくり」を推進するための指針となるものです。

みどりの基本計画の策定により、庁内の合意形成が促進され、各種のまちづくり計画と整合の中、施策を計画的に推進することができます。また、市民や活動団体などの意識・意向を反映することで、みどりのあるべき姿を共有し、一体となって、その実現を目指したみどりのまちづくりを進めることができます。

② 計画における「みどり」

本計画では、樹木、草花などの植物を基本として、樹林地、農地、草地、水辺・水面、公園などの緑地やオープンスペース、学校のグラウンド、民有地の植栽地のほか、水や土壌、大気、生き物の生息地などが一体となって構成された環境及び人との関わりを含めてとらえたものを「みどり」とします。

計画では、「みどり」そのものだけでなく、「みどり」を知る、守る、つくる、育てる、生かす、利用する、そして、「みどり」との関わりを楽しむ、などの取り組み・活動も対象とします。

このようなことから、計画の名称は、これまでの「緑の基本計画」から、新たに「みどりの基本計画」とするものです。

■ 計画における「みどり」



